

**「速旅 大山ケーブルカー往復乗車券・お買物券付ドライブプラン」に係る
速旅商品券類付ドライブプラン共通利用規約別表**

「速旅 大山ケーブルカー往復乗車券・お買物券付ドライブプラン」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表1から別表12までが適用されます。

別表1：商品券の内容

名称	大山ケーブルカー往復乗車券・お買物券
額面	1,770円
販売価格	1,700円
券構成	大山ケーブルカー往復乗車券（始発～終点・大人1名）+お買物券（500円券×1枚）
発行者	大山観光電鉄株式会社
有効期限	引換日当日限り
使用方法	別表5の引換窓口において往復乗車券・お買物券（実券）を発行。 購入金額が額面に満たない場合においても釣銭は支払われない

別表2 商品券利用可能施設

施設名称	住所	対象サービス
大山ケーブル駅売店	神奈川県伊勢原市大山667	大山ケーブル駅売店内のショップ商品

別表3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2026年1月5日(月)から2026年12月25日(金)まで
--------	--------------------------------

※ただし以下に該当する日は、商品券への引換ができません

- ・申し込み内容入力の「施設利用日・引換日選択」で「×申込不可」となっている日

別表4：本プランの申込期限

申込期限	高速道路利用（出発）日の前日まで
------	------------------

別表5：商品券の引換場所

施設名称	住所	引換対応時間
大山ケーブル駅売店	神奈川県伊勢原市大山667	平日：9:00～16:30 土日祝：9:00～17:00

別表6：商品券の引換方法

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	別表5に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提示し係員の指示に従い左記媒体において引換番号を入力し画面認証を行います。 申込確認書の提示のみでは商品券を引換することができません。 左記媒体の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等による場合でも、申込確認書の確認及び画面認証が行えない場合は、商品券を引換することができません。

別表7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	商品券引換日 (注1)
【A(1日間) ①-A <発着付> 首都圏(東名)⇒ 伊勢原周遊プラン 1日間	①	A	<u>3,900円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,200円 [往復乗車券・お買 物券] 1,700円	<u>3,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 1,700円 [往復乗車券・お買 物券] 1,700円	お客さまが指 定する1日間	左記と同日
【A(1日間) ②-A <発着付> 首都圏(中央道)⇒ 伊勢原周遊プラン 1日間	②	A	<u>4,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,700円 [往復乗車券・お買 物券] 1,700円	<u>3,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,100円 [往復乗車券・お買 物券] 1,700円	お客さまが指 定する1日間	左記と同日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第16条第3項に記載の場合を除く

別表8：発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	商品券引換日 (注1)
【B(2日間) <発着なし> 横浜町田・沼津・伊 勢原周遊プラン 2日間	B	<u>4,000円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,300円 [往復乗車券・お買 物券] 1,700円	<u>3,500円</u> (内訳) [高速定額利用] 1,800円 [往復乗車券・お買 物券] 1,700円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する 最大2日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち1日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第16条第3項に記載の場合を除く

別表 9：高速定額利用（発着エリア）

記号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)
②	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC

※1 東京 IC と高井戸 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です（復路も同様）。

別表 10：高速定額利用（周遊エリア）

番号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> 東名高速道路（横浜町田 IC～大井松田 IC） 新東名高速道路（海老名南 JCT～新秦野 IC） 首都圏中央連絡自動車道（相模原愛川 IC～寒川北 IC）
B	<ul style="list-style-type: none"> 東名高速道路（横浜町田 IC～愛鷹スマート IC） 新東名高速道路（海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～駿河湾沼津スマート IC） 首都圏中央連絡自動車道（相模原愛川 IC～茅ヶ崎 JCT） 小田原厚木道路（全線） 西湘バイパス（全線） 新湘南バイパス（全線）

別表 11：商品券の引換を行わなかった場合の代替商品の発送に関する事項

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	代替商品の利用有効期間	商品券発行者が指定する発送者
別表 1 に定める商品券類	申込者	申込者が引換予定日として指定した日（施設利用日）から 1 か月以内	発送日より 2 か月間	指定なし

別表 12：申込者の個人情報を提供する先として指定する者

指定者	指定なし
-----	------